

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令附則第二条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百九号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百十七号）附則第二条第三項の規定に基づき、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令附則第二条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十年厚生労働省告示第四百十八号）の一部を次の表のように改正し、令和四年四月一日から適用する。

令和四年三月三十日

厚生労働大臣 後藤 茂之

改正後	改正前
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令（以下「省令」という。）附則第二条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる特定医療施設に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一 省令附則第二条第一項に規定する者を入院させる特定医療施設（診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号A311に掲げる精神科救急急性期医療入院料又はA311―2に掲げる精神科急性期治療病棟入院料が算定される病棟（同条第三項第一号及び第二号に掲げる病院にあっては、当該病棟又は看護職員の配置が当該病棟と同等以上であると認められる病棟）を有すること。 二（略）	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令（以下「省令」という。）附則第二条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる特定医療施設に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一 省令附則第二条第一項に規定する者を入院させる特定医療施設（診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号A311に掲げる精神科救急急性期医療入院料又はA311―2に掲げる精神科急性期治療病棟入院料が算定される病棟（同条第三項第一号及び第二号に掲げる病院にあっては、当該病棟又は看護職員の配置が当該病棟と同等以上であると認められる病棟）を有すること。 二（略）